



6月は「食育月間」、毎月19日は「食育の日」

食生活を見直してみましょう

【問い合わせ】健康づくり課(☎41-3607)

「食育月間」および「食育の日」は、食育について国民の理解を深めるため、国の「食育推進基本計画」により定められました。

この期間は、国や地方公共団体、関係団体な

どが連携して効果的かつ重点的に食育推進運動を実施。食育について一層の理解を図ることとしています。

食育ってなに？

食育とは、さまざまな経験を通じて食べ物に関する知識や食べ物を選ぶ力を身に付け、健康的な食生活を実践できるように育てるための取り組みです。

この機会に、自分や家族の食事について振り返り、より良い食生活となるように積極的に食育に取り組んでみましょう。



食生活改善推進員による食育活動の紹介

食生活改善推進員は「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、健康づくりのボランティアとして活動しています。

■伝達講習会

市が実施する研修会などで学んだ知識や技術を、食生活改善推進員が各地区の振興センターなどを利用して市民に伝える講習会です。

■小売店舗での食育普及活動

今年度から毎月19日に小売店舗で脳卒中予防

など、市の健康課題に沿った啓発リーフレットおよびレシピを配布し、普及活動を行います。



食生活改善推進員の皆さん

市の栄養士による食育活動の紹介

■「食べて花まる」健康講座

市では、保育園や学校、事業所などから依頼を受け、食育講座を実施しています。子どもから高齢者まで幅広い世代を対象とすることで、生涯にわたる健康づくりを支援しています。

■クックパッドを活用したレシピの配信

市の栄養士が考案した健康レシピや、保育園、学校で作られているレシピをcookpad[クックパッド](<https://cookpad.com/>

recipe/list/44838700)で定期的に配信しています。エネルギーや塩分などの栄養価も掲載しているので、ぜひ家庭で料理を作る際に参考にしてください。



安心して出産できる環境の充実を

妊産婦への交通費を支援しています

市では、市内にお住まいの妊産婦に対し、県内の産科医療機関での妊産婦健診や通院・入院にかかる交通費などの一部補助を行っています。



①妊産婦タクシー補助

■補助対象経費

妊産婦健診(産後1カ月健診までに限る)や通院・入院のために対象となる地区内(*1)の産科医療機関と自宅または出先(市内)との間で利用したタクシーの料方で、1回の乗車(片道当たり)につき3千円を超えた額

*1 対象となる地区…岩手中部(花巻市、北上市、遠野市、西和賀町)・盛岡(盛岡市、矢巾町、紫波町、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢市)・胆江(奥州市、金ケ崎町)・両磐(一関市、平泉町)

②ハイリスク妊産婦交通費等補助

■対象

医療費にハイリスク妊娠管理加算もしくはハイリスク分娩管理加算がされた人、または、これに相当する疾患を有すると医師が認める人で、県内の周産期母子医療センター(*2)に通院もしくは入院している妊産婦

*2 県内の周産期母子医療センター…岩手医科大学附属病院、県立中央病院、盛岡赤十字病院、県立宮古病院、県立中部病院、北上済生会病院、県立磐井病院、県立大船渡病院、県立久慈病院、県立二戸病院

■補助対象経費

妊産婦健診(産後1カ月健診までに限る)や通院・入院のために周産期母子医療センターと自宅または出先(県内)との間を移動した際の交通費(電車、バス、タクシー、自家用車、有料道路、有料駐車場)、待機宿泊(入院待機または分娩待機)の際の宿泊費・交通費

①②共通

■補助対象期間

母子健康手帳が交付され、妊婦として通院を開

始した日から、通院または入院が終了する日まで
※出産後、自身の加療などのため通院が必要な場合は、産後6週間まで

■補助額

上限5万円

※補助対象経費の累計額

■申請に必要な書類など

▶補助金交付申請書▶補助金交付申請内訳書▶補助金交付請求書▶母子健康手帳▶妊産婦本人名義の振込先口座の通帳▶認め印▶産科医療機関の受診日が記載されている医療費の領収書および明細書▶タクシーの領収書(原則として発着地が記載されていること)▶ハイリスク妊産婦の場合は有料道路・有料駐車場・宿泊費の領収書

※申請書などは市ホームページ(https://www.city.hanamaki.iwate.jp/kenko_iryo_fukushi_chiikiiryo/1011704.html)に掲載しています



QRコード

■申請時期

出産後、通院が終了または退院した日から6カ月以内

※出産前であっても、補助対象経費が補助額の上限に達した場合は申請できます。やむを得ない事由などにより、6カ月以内に申請できなかった場合は健康づくり課にご相談ください

■申請先

健康づくり課(花巻保健センター)、各総合支所健康づくり窓口

【問い合わせ】健康づくり課(☎41-3586)